

令和9年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

●提出期間 令和9年1月4日(月)～令和9年2月1日(月)

提出期限間近になりますと、窓口が混み合います。

ご多忙のところ恐縮ですが、できるだけ1月22日(金)
までに提出くださるよう、ご協力をお願いいたします。

●提出先 阿賀野市役所税務課資産税係 または 各支所

電子申告も受け付けています。詳細は、eLTAX ホームページ
をご覧ください。

※郵送でご提出される方へ

申告書控えの返送を希望される場合は、宛先を記入し、
切手の貼った返信用封筒を同封してください。

●問い合わせ 阿賀野市役所 税務課 資産税係

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山市 10 番 15 号

TEL 0250-62-2510 (代表)

E-mail zeimu@city.agano.niigata.jp

HP <https://www.city.agano.niigata.jp>

eLTAX HPはこちらから



市役所HPはこちらから



《 目 次 》

1. 償却資産とは	1
2. 申告が必要な人	1
3. 償却資産の種類と具体例	1
4. 業種別の主な償却資産	2
5. 家屋と償却資産の区分	2
6. 申告が必要な償却資産	4
7. 申告の対象とならない資産	4
8. 申告書の書き方	
(1)償却資産申告書の書き方	5
(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方	6
(3)種類別明細書(減少資産用)の書き方	7
(4)種類別明細書(訂正用)の書き方	8
9. 国税との主な違い	9
10. 評価額及び税額の算出方法	9
11. 課税標準の特例	11
12. よくある質問	12
13. その他	
(1)マイナンバーについて.....	13
(2)電子申告について	13
(3)虚偽の申告または不申告の場合.....	13
(4)実地調査のお願い.....	13

1. 償却資産とは

償却資産とは、法人や個人で、工場、商店などを経営している人や、アパート・駐車場などを他者に貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物・機械・器具・備品等をいいます。

償却資産に対しては、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、1月31日(土曜・日曜・祝日の場合は、翌開庁日)までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。(地方税法第 383 条)

2. 申告が必要な人

土地及び家屋以外の事業のために使用する資産のうち、所得税法または法人税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産を所有している下記の人は、申告をする必要があります。

令和9年1月1日現在

- ① 阿賀野市内で事業を営む法人または個人
- ② 貸付業(リース業)を営み、阿賀野市内の事業所に資産を貸し付けている法人または個人

上記の人で、償却資産を所有していない場合も申告が必要です。申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入の上、提出してください。

また、前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出が必要です。

3. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構築物	舗装路面、広告塔、煙突、門、庭園、駐車場のフェンス、その他土地に定着する土木設備など、主に建築勘定(建築設備を含む)に経理されている中で償却資産に該当するもの
第2種	機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械及び装置等
第3種	船舶	ボート、貨客船、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号「9」または「0」の車両)、動力運搬車、貨車等
第6種	工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、測定工具、看板、金庫、パソコン、陳列ケース、エアコン、複写機、テレビ、冷蔵庫、自動販売機、ネオンサイン等

4. 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、事務机、レジスター、看板、金庫、ロッカー、外構工事、外灯、駐車場設備(アスファルト舗装等)等
農業	ビニールハウス、乾燥機、粳すり機、自動選別計量機等
製造業	受変電設備、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	ブルドーザ、パワーショベル、フォークリフト等大型特殊自動車(※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)、拙削機等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、照明設備等
飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器、ネオンサイン等
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、日よけ等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、サインポール、湯沸器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン設備、手術機器、消毒殺菌機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、薬品戸棚、冷蔵庫等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール梱包設備等
不動産貸付業	門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場設備、塀、受変電設備等
ガソリン給油業	洗車機、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、防火壁、独立キャノピー等
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、溶接機、検査工具、取付工具等

5. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、空調設備等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して取り扱う場合があります。

①家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

②家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

〈家屋と償却資産の区分表〉

家屋に取り付けられた建物附属設備については、次のとおり家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

◎：申告が必要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	中央監査設備	設備一式		◎
	電灯照明設備	屋外設備一式(ネオンサイン等)		◎
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込設備		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		上記以外の設備(配線・配管等)	○	
	LAN設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		◎
		上記以外の設備(配線・配管等)	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知機設備	設備一式	○	
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎
		配管・配線等	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器等)		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房等)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外工事、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式(便器、洗面器、浴槽等)	○	
	消化設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○	
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産または業務用設備		◎
		埋込型エアコン等上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
その他設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎
		エレベーター、エスカレーター等	○	
	暖房設備	事業用の設備一式(飲食店、病院等)		◎
		上記以外の設備	○	
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式(クリーニング店、寮・病院等)		◎
		上記以外の設備	○	
外構工事	外構工事	文字看板、工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎

6. 申告が必要な償却資産

1. 耐用年数が1年を超える資産 (注)本来の耐用年数を記入してください。
2. 償却済み資産(税務会計上、耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産)
3. 決算期以降令和9年1月1日までに取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
4. 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
5. 建設仮勘定で経理されている資産
6. 賃借人等が建物に施工した附属設備(内装、造作、建築設備等)
7. 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修をしている資産)
8. 未稼働資産(稼働していない資産)
9. 割賦購入資産(代金を完済していないもの)
10. リース資産(貸し付けている資産)
11. 改良費のうち、資本的支出として計上された資産
12. 大型特殊自動車(車両ナンバー「0」「00～09」「000～009」または「9」「90～99」「900～999」のもの)

※下記要件のうち、一つでも該当する場合、大型特殊自動車となります。

- (1)自動車の長さが4.7mを超えるもの
- (2)自動車の幅が1.7mを超えるもの
- (3)自動車の高さが2.8mを超えるもの
- (4)最高速度が15km/hを超えるもの

※農耕作業用自動車は上記要件に関わらず、最高速度が35km/h以上の場合、大型特殊自動車となります。

7. 申告の対象とならない資産

1. 耐用年数が1年未満の資産
2. 自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの
3. 牛、馬、果樹、その他生物(ただし、興行用または観賞用動植物は除く)
4. 無形固定資産(パソコンのソフトウェア、電話加入権、特許権、実用新案権等)
5. 一括償却資産(取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、3年間で一括して均等償却を行うもの)

★取得価額により取り扱いが異なります。

取得価額	国税の取り扱い		償却資産の申告
10万円未満	個人	必要経費	不要
		損金算入	不要
	法人	減価償却	要
		一括償却	不要
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	要
		一括償却	不要
	法人	減価償却	要
		一括償却	不要
20万円以上	個人	減価償却	要
	法人	減価償却	要

8. 償却資産申告書の書き方

(1) 申告書の書き方

・黒のボールペンを使用してください。

申告書の提出日(郵送の場合は
発送日)を記入してください。

申告年度を記入してください。

◆事業種目
・事業の種目を具体的に記入してください。
・法人の場合は、資本金または出資金等の金額も
記入してください。

◆個人番号又は法人番号 ※右詰で記入
・個人の場合は、12桁の個人番号を記入してください。
・法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

◆事業開始年月
・事業開始年月を記入してください。

◆この申告に回答する者の係及び氏名
・この申告について、直接回答される人
の係名、氏名及び電話番号を記入して
ください。

◆8～14については、該当するところに
○印を付けてください。

◆税理士等の氏名
・関与している税理士等の氏名
及び電話番号を記入してください。

◆所在地
・資産の所在地を記入してください。
また、所在地が2か所以上ある場合は
それぞれの所在地名を記入し、その主
たる番号に○印を付けてください。

◆借用資産
・借用資産の有無について、該当する
方に○印を付けてください。なお、借用
資産がある場合は、貸主の名称等を
記入してください。

◆所有区分
・該当するところに○印を付けてください。

◆備考(添付書類等)
・添付した書類の名称及び枚数を記入
してください。
・前年中に所有者の住所、氏名または
名称等に異動があった場合は、異動年
月日及び旧住所、旧氏名または旧名称
等を記入してください。
・昨年申告した内容に変更がなければ
「増減なし」と記入してください。
・該当資産がない場合は、「該当資産な
し」と記入してください。

◆所有者の住所
・住所(または納税通知書
送付先)及び
電話番号を記入し、ふりがなを付けてく
ださい。
・方書(ビル名等)がある場合は、具体的
に記入してください。

◆所有者の氏名
・氏名、ふりがなを記入してください。
・法人の場合は、その名称及び代表者
氏名を記入してください。

◆前年前に取得したもの(イ)
・前年1月1日現在の償却資産の取得価
額の合計額を種類別に記入してください。
・前年度申告書の計の欄の額と同じにな
ります。

◆前年中に減少したもの(ロ)
・前年1月2日から今年1月1日までの間
に減少した資産の取得価額の合計を種
類別に記入してください。

◆前年中に取得したもの(ハ)

令和 9 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

所有者コード

第二十六号様式(提出用)

受付印 令和 9 年 1 月 10 日

阿賀野市長 殿

1 住所 (又は納税通知書送付先) 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 (電話 0250-62-2510)

2 氏名 阿賀野工業株式会社 代表取締役 阿賀野一郎 (屋号)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 建設業

5 事業開始年月 昭和63年10月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 阿賀野花子 (電話 0250-62-2510)

7 税理士等の氏名 新潟太郎 (電話 0250-62-0000)

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構 築 物	12,575,410			12,575,410
2 機械及び装置	67,905,000	1,013,600	1,562,000	68,453,400
3 船 舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	65,300			65,300
7 合 計	80,545,710	1,013,600	1,562,000	81,094,110

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 (有・無) 阿賀野リース(株)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 種類別明細書(増加資産用) 1枚 種類別明細書(減少資産用) 1枚 課税標準の特例あり 法第349条の3第1項

記入する必要はありません。ただし、独自の電算システムにより全資産申告を行う場合は、記入が必要です。この場合、(ホ)～(ト)を記入して下さい。

◆計(ニ)
・1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
・次の算式により求めます。
(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

◆計(ニ)
・1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
・次の算式により求めます。
(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

◆計(ニ)
・1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
・次の算式により求めます。
(イ)-(ロ)+(ハ)=(ニ)

特例がある場合、備考欄にも注意書きを記入してください。

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方

- ・今回、初めて申告する人は、1月1日現在で所有している全資産を記入してください。
- ・資産の名称等は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字など20字以内で記入してください。

◆申告年度を記入してください。

◆所有者氏名
・氏名または名称を記入してください。

・この「種類別明細書(増加資産・全資産)」について、ページ枚数を付けてください。
【例: 3枚のうち2枚目のように】

令和 9 年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

※ 所 有 者 コー ド				※				所 有 者 名												3 枚のうち								
								阿賀野工業株式会社												2 枚目								
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額				(ロ) 耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	(ハ) ※ 価 額				※ 課 税 標 準 の 特 例		※ 課 税 標 準 額				増 加 事 由	摘 要			
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			十 億	百 万	千	円	率	コード	十 億	百 万	千	円					
01	6		パソコン	1	4	29	5				240,000	4	0.													①・2		
02	6		応接セット	1	4	29	7				320,000	12	0.														①・2	
03	6		エアコン	3	4	29	5				1,002,000	6	0.														①・2	
04	6		紙幣整理機改造工事	1	4	29	8				250,000	5	0.														①・2	
05													0.														①・2	
06													0.														①・2	
07													0.														①・2	
08													0.														①・2	
09													0.														①・2	
10													0.														①・2	
11													0.														①・2	
12													0.														①・2	
13													0.														①・2	
14													0.														①・2	
15													0.														①・2	
16													0.														①・2	
17													0.														①・2	
18													0.														①・2	
19													0.														①・2	
20													0.														①・2	
小 計				6							0																①・2	

◆資産の種類
・それぞれ該当する番号を記入してください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

◆資産の名称等
・品名、規格、型式等を記入してください。
・カタカナで記入する必要はありません。

◆数量
・資産の数量を記入してください。

◆取得年月
・資産を取得(購入、製作)した年月を記入してください。
・年号は以下の数字で記入してください。

1. 明治	4. 平成
2. 大正	5. 令和
3. 昭和	

◆取得価額(イ)
・資産を取得するために要した金額を記入してください。(引取運賃、荷役費、手数料等も含む)
・圧縮記帳は、地方税法上では認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。
・改良費は、本体とは区分して記入してください。

◆摘要
・課税標準の特例がある資産については、その適用条項(例: 法第349条の3第1項)を記入してください。

・耐用年数の変更があった場合には、その旨記入してください。

・その他、当該資産の価額の決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

◆増加事由
・資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号に○印を付けてください。

1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他 ⇒ 増加事由を摘要欄に記入してください。

※移動による受け入れの取得年月は、移動した日ではなく、移動するもの自体の取得年月日を記入してください。

◆耐用年数
・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる耐用年数を記入してください。

第二十六号様式別表一(提出用)

(3)種類別明細書(減少資産用)の書き方

・黒のボールペンを使用してください。

◆申告年度を記入してください。

◆所有者氏名
・氏名または名称を記入してください。

・この「種類別明細書(増加資産・全資産)」について、ページ枚数を付けてください。
【例:3枚のうち2枚目というように】

◆資産の種類
・それぞれ該当する番号を記入してください。

1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品
- 別添の種類別明細書から、転記してください。

◆抹消コード
・別添の種類別明細書から、減少した資産の資産コードを転記してください。

◆資産の名称等
・別添の種類別明細書から、転記してください。

◆数量
・減少した資産の数量を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少部分に対応する数量を記入してください。

◆取得年月
・別添の種類別明細書より、転記してください。

◆取得価額
・減少した資産の取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少部分に対応する取得価額を記入してください。

◆摘要
・減少した事由が
「1. 売却」→ その売却先の名称
「2. 滅失」→ その滅失の理由
「3. 移動」→ その受入先の所在地等
「4. その他」→ その減少の事由等を記入してください。

◆減少事由及び区分
・当該償却資産が減少した事由とその区分について、該当する番号にそれぞれ○印を付けてください。

令和 9 年度																
所有者コード ※																
種類別明細書(減少資産用)																
所有者名																
阿賀野工業株式会社																
3枚のうち 2枚目																
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分				摘要		
					年	月	日			1.売却	2.滅失	3.移動	4.その他		1.全部	2.一部
01	6		10 パソコン	1	4	12	5	320,400		1	2	3	4	1	2	
02	6		14 コンクリートカッター	2	3	55	8	150,000		1	2	3	4	1	2	
03	6		98 応接セット	1	3	63	5	543,200		1	2	3	4	1	2	東京支社へ移動
04										1	2	3	4	1	2	
05										1	2	3	4	1	2	
06										1	2	3	4	1	2	
07										1	2	3	4	1	2	
08										1	2	3	4	1	2	
09										1	2	3	4	1	2	
10										1	2	3	4	1	2	
11										1	2	3	4	1	2	
12										1	2	3	4	1	2	
13										1	2	3	4	1	2	
14										1	2	3	4	1	2	
15										1	2	3	4	1	2	
16										1	2	3	4	1	2	
17										1	2	3	4	1	2	
18										1	2	3	4	1	2	
19										1	2	3	4	1	2	
20										1	2	3	4	1	2	
小計				4				1,013,600								

第二十六号様式別表二(提出用)

- ◆移動区分

 - ・該当する移動区分に○印を付けてください。

◆資産の種類

 - ・それぞれ該当する番号を記入してください。
 1. 構築物
 2. 機械及び装置
 3. 船舶
 4. 航空機
 5. 車両及び運搬具
 6. 工具、器具及び備品

◆耐用年数省令の改正による変更があった場合
・資産の名称をマーカーで表示し、現耐用年数、適用年度、旧耐用年数を記入し、空欄に「省令改正による」と記入してください。

9. 国税との主な違い

項 目	固定資産税(償却資産)の 取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	なし	あり
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	なし	あり
増加償却 (法人税・所得税)	あり	あり
評価額の最低限度	取得価額の 5%	1円
改良費 (資本的支出)	区分評価	原則区分評価

10. 評価額及び税額の算出方法

(1) 評価額の算出方法

申告する資産の取得時期や取得価額及び耐用年数から、個々の償却資産について評価額を算出します。1年目は取得月にかかわらず、半年分を償却します。

●前年中に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$$

●前年前に取得した資産

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

※ r=耐用年数に応ずる減価率

上記計算式により毎年算出し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

(取得価額の5%＝評価額の最低限度額となります。)

<参考>

減 価 残 存 率 表(旧定率法)

耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用 年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)			前年中 取得分 (1-r/2)	前年前 取得分 (1-r)
1	—			11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

《評価額の計算例》

★令和3年5月取得、取得価額 300,000 円、耐用年数4年のパソコンの場合

令和 4年度 ⇒ 300,000 円 × 0.781 = 234,300 円

令和 5年度 ⇒ 234,300 円 × 0.562 = 131,676 円

令和 6年度 ⇒ 131,676 円 × 0.562 = 74,001 円

令和 7年度 ⇒ 74,001 円 × 0.562 = 41,588 円

令和 8年度 ⇒ 41,588 円 × 0.562 = 23,372 円

令和 9年度 ⇒ 23,372 円 × 0.562 = 13,135 円 < 15,000 円
(取得価額の5%)



※ 令和9年度の評価額が、取得価額の5%を下回ったので、9年度以降の評価額は、取得価額の5%(=15,000 円)となります。

(2)税額の計算方法

毎年1月1日現在で所有している固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価額の合計が課税標準額となります。課税標準額に税率を乗じた額が税額となります。

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税 率 (1.4%)	=	税 額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	---------------	---	----------------------

《税額の計算例》

★課税標準額が 13,298,411 円の場合、

13,298,000 円 × 1.4% = 186,172 円 税額は 186,100 円となります。

※ 償却資産の課税標準額が180万円(免税点)未満の場合は、課税されません。

11. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例に該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に特例適用条項の記載をしてください。

特例を受ける初年度は、特例該当資産であることを証明する関係資料の提出が必要です。

《課税標準の特例となる主な例》

根拠規定		特例対象資産	特例課税率
地方税法 第349条の3	第2項	ガス事業用資産	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	(阿賀野市) 1/2
地方税法 附則第15条	第2項 第3号	公共防止施設等 最終処分場	2/3
	第2項 第4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	1/3
	第2項 第5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	(阿賀野市) 3/4
	第42項	先端設備等	(注1)

☆税制改正により変更となる場合があります。

(注1) 賃上げ幅によって適用される特例制度が異なりますので、ご注意ください。

賃上げ表明	特例課税率	適用期間
1.5%以上	1/2	3 年間
3%以上	1/4	5 年間

12. よくある質問



Q1. 個人で商店を営んでおり、償却資産といっても、エアコン、看板、自動販売機しかありません。申告は必要なのでしょうか。

A. 必要です。事業用の償却資産所有している人は、金額の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の償却資産を申告するよう、法律に定められています。
なお、課税標準額が180万円未満の場合は、課税されません。

Q2. 廃業したのに申告書が届きました。

A. 申告書の備考欄に「令和8年〇月 廃業」と記入し提出してください。次年度以降は申告書を送付しません。

Q3. 税務署へ申告していますが、市へも申告が必要なのでしょうか。

A. 必要です。税務署に対する申告は国税の申告で、市に対する申告は固定資産税の申告になります。

Q4. 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも、申告は必要なのでしょうか。

A. 減価償却が終わっても、事業の用に供することができるものは、申告が必要です。
なお、国税における評価額の最低限度額は1円ですが、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額の5%です。

Q5. リース資産の申告は、リース会社と当社、どちらが申告したらよいのでしょうか。

A. 契約内容により異なります。
リース期間終了後に資産を
(1) リース会社に返却する場合 ⇒ リース会社が申告
(2) 無償で譲渡されることが条件となっている場合 ⇒ 貴社が申告
(所有権留保付割賦販売等)

Q6. 取得価額に消費税を含めるべきでしょうか。

A. 税務会計上で採用している経理方式により異なります。
所得税及び法人税で税抜経理方式を採用している場合は、消費税を含まない金額が取得価額となり、税込経理方式を採用している場合は、消費税を含んだ金額が取得価額となります。

13. その他

(1) マイナンバーについて

償却資産申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入欄が設けられています。個人事業主の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

個人番号を記入した申告書を提出する場合は、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認及び身元確認。代理申告の場合は、併せて代理権確認)を実施していますので、マイナンバーカード等を用意してください。また、郵送の場合は、写しを添付してください。

(注)代理人が申告書を提出する場合は、委任状等が必要です。

(2) 電子申告について

市では、eLTAX:エルタックスを利用した電子申告を受け付けています。利用方法の詳細につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。

(3) 虚偽の申告または不申告の場合

虚偽の申告をした場合、または正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条、並びに阿賀野市税条例第 75 条の規定により、罰則等を適用されることがあります。



(4) 実地調査のお願い

申告をいただいた後、申告内容の照合・確認をするために、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。

また、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、市の担当者が実地調査に伺い、帳簿書類等の提示または提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

調査の結果によっては、資産の取得年次に応じて過年度に遡及して課税しますので、あらかじめご承知おきください。

郵送の際、切り取ってご利用ください。



(別途切手が必要です。)



〒959-2092

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号

阿賀野市役所 税務課 資産税係 行

(償却資産申告書在中)